

健介事第 2293 号  
令和 6 年 3 月 22 日

指定居宅（介護予防）サービス  
指定地域密着型（介護予防）サービス事業所  
指定居宅介護支援事業所  
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長 平尾 光伸

令和 6 年 4 月及び 6 月介護報酬改定による加算（減算）に係る届出について  
（居宅サービス・地域密着型サービス、居宅介護支援）

日ごろから、横浜市の福祉保健行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
この度、厚生労働省より、令和 6 年 4 月 1 日及び令和 6 年 6 月 1 日の介護報酬改定に係る告示及び解釈通知が発出されました。

つきましては、令和 6 年 4 月 1 日以降に適用される加算（減算）を届け出る際にご参照、ご提出いただく各種様式等をホームページに掲載しましたので、必要に応じて、本市への届出をお願いいたします。

1 各種様式の掲載先（本市ウェブサイト）

居宅サービス

本市トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護 >

事業者指定・委託等の手続き > 居宅・施設サービス関連 > 3 加算届

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/>

地域密着型サービス

本市トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護 > 事業者指定・委託等の手続き > 地域密着型サービス関連 > 加算に関する届出

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/mittyakukasantodoke.html>

## 2 提出方法・提出先・提出期限

- (1) 提出方法：郵送 (電子申請では提出できません。ご了承ください。)
- (2) 提出先：〒231-0005 中区本町6-50-10  
健康福祉局介護事業指導課  
〇〇〇〇サービス担当 あて  
※居宅サービスの場合は「居宅サービス担当 あて」  
地域密着型サービスの場合は「地域密着型サービス担当 あて」
- (3) 提出期限：4月算定加算については、令和6年4月5日(金) <当日消印有効>  
消印が押印される場合に限りです。消印の確認ができない場合は、令和6年4月5日(金)までに本市到着した分を4月算定の届出として処理をします。  
なお、5月以降算定加算については、通常どおり前月15日(本市必着)です。

## 3 注意事項

- (1) 提出期限を過ぎた場合、加算の算定は翌月以降になります。
- (2) 令和6年度介護報酬改定に伴い新設又は加算区分の変更等が生じた加算については、原則として新たに届出が必要です。ただし一部加算については、従前の加算区分を引き続き算定する場合には届出不要の場合があります。詳細については、別紙「既存のサービス事業所の届出留意事項」をご確認ください。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の介護報酬改定については、令和6年3月29日(金)頃にホームページに掲載し、別途メールにてお知らせする予定です。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/tetsuzuki/kasan/kasan.html>
- (4) 本通知の対象となる加算(減算)の届出において、体制等状況一覧表に記載する「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の加算区分については、「届出時点で算定を予定している加算区分」を記載してください。  
処遇改善加算(令和6年4月算定開始)の提出期限は、令和6年4月15日(月)です。下記URL「令和6年度処遇改善加算(処遇・特定・ベースアップ加算)について」に順次様式等を更新します。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/shogu/keikakur6.html>

- (5) (別紙) 既存のサービス事業所の届出留意事項内でご案内している「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」の新たな届出については別途横浜市令和6年度介護報酬改定関連ページに掲載し(メールにて掲載した旨を通知します)お知らせします。

<横浜市令和6年度介護報酬改定関連ページ>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/r6kaitei.html>

- (6) 今後厚生労働省より令和6年度介護報酬改定に関する新たな通知等が発出された場合、加算に関して変更が生じる場合があります。その際には、提出いただいた書類の差替え等を依頼させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

- (7) 令和6年度介護報酬改定に係るご質問について

厚生労働省より解釈通知等が発出されたところではありますが、まずは<横浜市令和6年度介護報酬改定関連ページ>より各資料をご確認ください。その上でなお疑義が生じた場合は、事業所名、担当者名、連絡先、参照した資料名・ページ数等を明記の上、メール又はFAXにてお問い合わせください。

なお、内容によっては厚生労働省への確認等を行うため、ある程度時間要することをあらかじめご承知おきください。

<ご質問の送付先>

宛先：横浜市健康福祉局介護事業指導課

Eメールアドレス：[kf-jigyosha@city.yokohama.jp](mailto:kf-jigyosha@city.yokohama.jp) / FAX 番号：045-550-3615

※表題に【令和6年度介護報酬改定】とお書き添えください。

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課 運営支援係

電話：【居宅サービス】045-671-3413

【密着サービス】045-671-3466